

平成 26 年

奥州金ヶ崎行政事務組合議会会議録

第 2 回定例会 10 月 24 日招集

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

平成 26 年第 2 回
奥州金ヶ崎行政事務組合議会
定例会会議録

平成26年第2回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会会議録

議事日程第1号

平成26年10月24日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第1号 平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 第6 報告第2号 平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告について
- 第7 議案第1号 奥州金ケ崎行政事務組合職員定数条例の一部改正について
- 第8 議案第2号 平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第3号 平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第4号 平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第5号 平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定について

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第1号 平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 第6 報告第2号 平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告について
- 第7 議案第1号 奥州金ケ崎行政事務組合職員定数条例の一部改正について
- 第8 議案第2号 平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第3号 平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第4号 平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

第11 議案第5号 平成25年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益  
の処分及び決算の認定について

出席議員（12名）

議 長 渡 辺 忠 君  
1 番 千 葉 敦 君  
2 番 廣 野 富 男 君  
3 番 及 川 佐 君  
4 番 菅 原 圭 子 君  
5 番 有 住 修 君  
6 番 高 橋 政 一 君  
7 番 阿 部 加代子 君  
8 番 中 澤 俊 明 君  
10 番 今 野 裕 文 君  
11 番 内 田 和 良 君  
12 番 千 田 力 君

欠席議員（1名）

9 番 梅 田 敏 雄 君

説明のための出席者

管 理 者 奥 州 市 長 小 沢 昌 記 君  
副 管 理 者 金 ヶ 崎 町 長 高 橋 由 一 君  
監 査 委 員 菊 地 政 平 君  
事 務 局 長 高 橋 寛 寿 君  
事 務 局 次 長 兼 企 画 総 務 課 長 千 葉 房 志 君  
施 設 管 理 課 長 安 倍 建 君  
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 高 野 昌 宏 君  
施 設 管 理 課 主 幹 佐 藤 金 治 君  
施 設 管 理 課 主 幹 菊 地 伸 夫 君  
消 防 長 及 川 政 喜 君  
消 防 次 長 兼 消 防 総 務 課 長 阿 部 保 之 君  
消 防 次 長 兼 水 沢 消 防 署 長 千 田 光 男 君  
消 防 救 急 課 長 千 葉 直 君  
予 防 課 長 菊 池 亮 君

|         |           |        |
|---------|-----------|--------|
| 江刺消防署長  |           | 高橋義則君  |
| 消防救急課主幹 | 兼通信指令室長   | 宮本茂利義君 |
| 消防救急課主幹 | 兼危機管理室長   | 平裕司君   |
| 企画総務課   | 課長補佐兼総務係長 | 安倍副君   |
| 企画総務課   | 課長補佐      | 鈴木忠孝君  |
| 施設管理課   | 課長補佐      | 菅原優君   |
| 施設管理課   | 課長補佐      | 古山英範君  |
| 消防総務課   | 課長補佐兼人事係長 | 小野寺和則君 |
| 企画総務課   | 副主幹兼企画係長  | 松田好正君  |
| 企画総務課   | 財政係長      | 岩淵充君   |
| 企画総務課   | 主査        | 馬場隆君   |
| 企画総務課   | 主査        | 藤原丈司君  |
| 施設管理課   | 主査        | 菅原敏幸君  |



議 事

午前10時 開議

○議長（渡辺忠君） これより平成26年第2回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告者は9番梅田敏雄議員であります。

本日の会議は議事日程第1号をもって進めます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、3番及川佐議員、4番菅原圭子議員の2名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質問なしと認めます。

なお、今期定例会に提出のため管理者より議案等7件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第4、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。なお、質問につきましては、奥州金ケ崎行政事務組合議会規則第58条により、同一議員につき3回を超えることができないと規定されておりますことをあらかじめ申し上げておきます。

初めに、7番阿部加代子議員。

〔7番阿部加代子君登壇〕

○7番（阿部加代子君） 7番阿部加代子です。通告に従いまして3件質問いたします。

1件目、ごみ処理施設について。岩手県ごみ処理広域化計画で示された県南ブロック統一化を前提として、当組合のごみ焼却施設を平成29年度に廃止し、平成30年度から県南ブロックで新設するごみ焼却施設に移行する計画は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及



び福島第一原子力発電所事故による放射能汚染などの影響により、平成25年11月に県南地区ごみ焼却広域化基本構想が策定され、当面2施設体制と変更になりました。当組合の焼却施設については、当面の間のため、長寿命化を図らなければならなくなりました。焼却施設は20年が経過をしており、耐用年数が過ぎた機器、設備等が多くなっているのではないかと推察いたします。

焼却施設は、従来から長期施設維持整備計画を策定し、計画的に定期点検及び修繕工事が行われています。しかし、平成22年9月7日には、焼却施設第2号炉において、第2号炉の専用機であるN○2有害ガス空気圧縮機が故障であったため、N○3有害ガス圧縮機予備機により運転をしていたところ、予備機も故障し、14時35分から18時15分の間、1時間40分、バグフィルターろ過装置でろ過しない排ガスを排出してしまう事故を起こしております。予備機N○3有害ガス空気圧縮機の停止原因は、業者が調査を行った時点で稼働したため原因は特定されておりません。過熱による停止との想定がされているだけです。

焼却施設は、住民の日常生活にとって必要不可欠な施設であるとともに、事故発生にあつてはダイオキシン類を初め、地域住民の健康に直接影響を及ぼすことになるため、運転管理に当たっては十分な注意と安心、安全のための危機管理が要求される施設です。そして、将来のことも見据えながら、再エネ、省エネの取り組みを取り入れて焼却施設整備計画を見直し、機能維持のための概要と計画を検討すべきです。管理者のお考えをお伺いいたします。

2件目、浄水場施設について。浄水場において取水した原水から水道水をつくる過程で取り除かれた河川中の濁り、土砂や浄水処理に用いられた薬品類等の沈殿物を集めて脱水処理したものが浄水場発生土ですが、発生土を利用した園芸用土、グラウンドの改良材など有効活用についての検討をすべきと考えます。他の浄水場では、発生土を100%活用されているところもあるようです。産廃としてただ捨てるのではなく、環境にも優しいリサイクル原料として活用する方法の取り組みについてお伺いいたします。

浄水場での再エネ、省エネの取り組み状況についてお伺いいたします。

浄水場で水力発電を行う施設が増えております。当施設への導入の検討についてお伺いいたします。

3件目、消防本部の施設について。消防本部の施設を視察させていただきました。日夜訓練に励まれ、市民、町民の生命、財産を守るため、業務に精励されておられる消防、救急職員の皆様に感謝を申し上げます。消防本部は職員の皆様が24時間待機する拠点であり、身体を一時的に休める大切な場所です。男性の職場のイメージがありますが、女性の方々も頑張っていていただいております。しかし、当消防本部は女性職員に対して配慮された施設ではありませんでした。女性が活躍するためにも、職場環境を整える必要があります。トイレ、仮眠室、お風呂場等女性への配慮を検討し、老朽施設の解消についての計画の取り組みについてお伺いいたします。

消防本部は住宅地の中にあります。ヘリポートなどもなく、今後設置が必要です。機能性

向上についてどのように検討されているかお伺いいたします。

以上、登壇しての質問とさせていただきます。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 阿部加代子議員からのご質問にお答えをいたします。

大きくは3件のご質問を頂戴いたしました。3件について私の考え、あるいは組合としての取り組み状況をご答弁させていただきたいと思っております。

まず初めに、ごみ焼却施設は県南地区広域化計画の対象となっていたため、延命化は検討されていませんでしたが、議員ご指摘のとおり平成25年11月に県南地区ごみ広域化検討協議会において、当面2つの施設体制とする方針が決定したことにより、長寿命化計画を検討しております。長寿命化計画は、施設保全計画に基づき延命化計画を立案し、定期整備では補修できない大型設備など、基幹的な設備改良工事を行うものであります。現在、国の循環型社会形成推進交付金がありまして、延命化工事後、CO<sub>2</sub>削減率が3%以上で3分の1の補助、20%以上削減で2分の1の補助が交付されますので、これに向けて検討しているところでございます。

CO<sub>2</sub>削減率3%以上は、電動機器の回転数制御装置採用による効率化と高効率電動機の採用などによって達成可能で、省エネルギー対策として有効であります。また、CO<sub>2</sub>削減率20%以上につきましては、廃熱ボイラーを設置し、蒸気タービン駆動発電機で発電することにより達成可能で、再生エネルギー活用及び省エネルギーとして大変有効であると考えております。

以上、2つの長寿命化方式について経費、工期などについて調査をしており、来年度に補助金申請に必要な循環型社会形成推進地域計画と長寿命化計画を策定して国と協議を開始する予定でおります。

なお、ご質問のありました平成22年9月に発生した有害ガス除去用空気圧縮機の故障によりバグフィルターを通過しないガスが排出された事故につきましては、その後有害ガス除去用空気圧縮機3台を含め、7台ある全ての空気圧縮機を相互に予備機とする改造工事を実施しております。

また、本年3月には、瞬時電圧低下、瞬間的な停電であります。によるバグフィルターを通過しないガスの排出を防ぐための対策工事も実施したところでございます。事故の再発を教訓とし、今後も施設の安全運転に努め、地域住民皆様の安心を守ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、浄水場施設についてのご質問にお答えをいたします。浄水発生土の有効活用についてであります。浄水発生土とは、ダムから受水した原水から水道水をつくる過程で発生する土のことであり、主に原水の中の濁りを濃縮、乾燥したものであります。たんこう浄水場においては、天日乾燥床で乾燥し、堆積したものが浄水発生土となります。

平成20年度から平成25年度までの暫定供給期間の6年間において、浄水発生土は約47立方メートル、1年平均にいたしますと7.8立方メートルが発生しております。本格供給が開始された平成26年4月から9月までの6カ月間では37立方メートルであり、今年度の浄水発生土の見込み量は年間で73立方メートルと推計をしております。これは平成26年度から本格供給が開始され、供給水量の増加に伴い、浄水発生土が増加するものでございます。

天日乾燥床における発生土貯蔵可能容量は720立方メートルであり、今年度末に貯蔵容量は120立方メートルの見込みで、年度末における残りの貯蔵可能容量は約600立方メートルの見込みとなっております。

浄水発生土については、毎年度ごとに排出するものではなく、ある程度の量をためてから排出することとしております。浄水発生土は、基本的に産業廃棄物となりますが、排出時に浄水発生土の成分を検査し、使用可能である資材として活用を検討した上で、他団体の状況等を十分に参考にしながら有効活用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、自然エネルギーの活用についてのご質問にお答えいたします。現在胆沢ダムからの水による高低差を利用した水力発電をJ-POWERや岩手県企業局が行っており、胆江広域水道用水供給事業における自然エネルギーの活用は小水力発電が考えられます。この小水力発電の出力は、流れる水の量と落差に比例するために、一定の水量と圧力が必要となります。

胆沢ダムから約4キロメートル下流にあるたんこう浄水場や浄水場から約25キロメートル離れている分水施設には、自然流下により水を導いておりますが、なだらかで一部起伏がある地形のため、途中で水力発電を行った場合、水圧低下による導水及び送水が困難になることが懸念されております。また、浄水池や受水池の水位によって、送水及び停止を自動で制御するため、一定の圧力などを保ったまま送水できないため、連続した運転とはならないことから、現状においてはこの施設における導入は難しいものと考えております。

次に、消防本部施設の改装計画についてであります。消防本部庁舎は昭和53年7月に現地に移転し、当時は女性消防職員の採用は想定しておらず、女性職員採用後の平成19年度に女子仮眠室などを改築しておりますが、今後とも女性職員が働きやすいさらなる環境整備に努めていく予定でございます。

また、消防本部施設の機能向上については、消防車両及び救急車両の更新、機器の整備を含め、住民皆様の安全、安心を守るかなめとしての機能を果たせるよう整備していくものでございます。

なお、この内容につきまして具体でございますが、消防長から補足的に答弁をいたさせます。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） それでは、阿部加代子議員の質問にお答えいたします。

施設の改装につきましては、女性職員用として女性専用仮眠室及びロッカー室を設置し、お風呂には鍵を設置し、女性職員が不安なく使いやすい環境整備に努めております。

また、女子トイレについては、2階、3階には設置されていますが、1階には設置されておきませんので、今後検討してまいります。

消防本部の機能性の向上につきましては、近年ドクターヘリの出動件数が増加傾向にあり、水沢消防署の各分署にはヘリポートを併設し、ドクターヘリの患者受け渡し用として活用しているところでございます。

一方、水沢消防署においては、専用ヘリポートがないため、水沢高校グラウンドをその都度借り受けて対応しているところですが、外部施設のグラウンドのため、砂じん防止のための散水隊や安全管理隊など多くの消防隊を必要とするため、消防本部敷地内に設置できれば患者搬送がよりスムーズに行えるものと考えております。

現在の敷地では、ヘリポート設置は困難ですが、庁舎新築時には議員ご指摘の事項を加えて考慮しなければならないものと考えてございます。

以上です。

○議長（渡辺忠君） 阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 再質問させていただきます。

まず、1件目のごみ焼却施設についてでございますけれども、国の交付金をいただけるように省エネの対策をしていくということなのですけれども、さまざまなやり方があるというふうに思われます。1つの業者さんだけの提案ではなく、さまざまな業者さんのやり方、そしてその対策方法、また省エネのパーセント、そして金額等いろいろ総合的に勘案してどうすればいいのかということを検討していかなければならないと思います。それには、相当の予算も必要になってくると思います。ですので、来年に向けてということなのですけれども、委員会等を何か立ち上げて提案をしていただく、さまざまな業者さんに提案をしていただいて、ここの焼却施設に最も合った提案を受け入れていくというようなことがいいのかなとは思いますが、ただ、今タクマさんがこの焼却施設の機器をやっているとは思いますが、省エネとか再エネとかということを提案できるそういう業者さんの意見とか提案なんかも受け入れていく、そういうことも大事ではないかというふうに思いますので、その点お伺いをいたします。

それから、浄水場の発生土については、満杯になってから計画しますとか、こういうふうになりますということではなく、ある程度いっぱいになってきたら産廃として出さなければならぬわけなのですけれども、やはり再利用ができるものは再利用して、環境に優しいリサイクルを考えていくということは大変大事なことだというふうに思いますので、満杯になる前から計画をしっかりと立てていただければと思いますので、その点をお伺いします。特に当地におきましては、放射能の関係もありますので、その辺も測っていただきながら安

全なものであるということを確認していただいた上で、リサイクルとしてぜひ活用していただければと思いますので、その点もう一度お伺いをいたします。

それから、浄水場での小水力発電なのですけれども、ただいまの管理者のご答弁では大変難しいというようなお答えでございましたけれども、今小水力発電も大変技術が進んでいるようでございます。少量の水の流れ、また高低差もさほどなくても安定した水の流れがある限りは発電ができるというような機械もあるようでございますので、もう一度検討されて施設内の、売電をするとかそういうことではなくて、その施設を運営するための電気であるとか、そういうものはそのところで賄うというようなことをぜひ考えてみられてはいかかかと思っておりますので、もう一度その点をお伺いいたします。

それから、消防本部の施設についてでございますけれども、大変古くなっております。躯体の部分は耐震化をされたようでございますので、まだまだもつのかなというふうに思いますが、中の部分、特に女性職員が入られたということで、やはり配慮して改装すべきだというふうに思います。

トイレを設置するということに対しましても、お金がかかることではありますけれども、女性が働きやすい職場環境を整えるということは今は当然のことであると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。その点もう一度お伺いします。

それと、消防長のご答弁の中で新築時ということで、そのときにヘリポートなどの設置も考えていくということだったのですけれども、そのような計画があるのでしょうか、その点お伺いいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） それでは、私のほうから全体で4つの再質問いただいたかと思いますが、3番目までお答えをしたいと思います。

最初に、当衛生センターの焼却施設の大規模改修といいますか、延命化対策の関連でございました。これにつきましては、基本的に20年を経過したということで、従来は大規模修繕という表現をしましても、言ってみれば本体の部品を交換をしてきたということになります。これから検討する内容につきましては本体そのものの交換をすべきものがどれくらいあるかといったような内容に変更することになるというふうに考えております。

それで、本体がどれだけ傷んでいるかの調査については、設置をお願いした業者、今お話ありましたタクマというところをお願いをしておりますが、今後それをどのような形に、同じ機種を再設置するか、変えるか、あるいはシステムそのものも見直すかというようなことにつきましては、ご指摘のとおりいろいろな道があるかというふうに思っております。これについては、業者の提案ということもあるかと思いますが、これは私ども自体が他の施設を勉強しながら、基本的な考え方をまとめていく必要があるというふうに考えてございまして、それから一方では技術を持ったコンサルティングできる業者の意見なども参考にしていこうという必要があるかというふうに考えてございます。基本的には、阿部議員ご質問のとおり

り、さまざまな角度から情報を収集し、意見をいただくということについては同様に考えているところでございます。

次に、浄水場の発生土でございますけれども、まだ600あるというお話をさせていただきましたが、決してその600になるまで何もしないということではございません。当然いっぱいになる前に具体的な検討は始めたいと思っております。

それで、お話がありましたとおり再利用するに当たっては薬品等のいろいろな濃度の関係もございしますが、放射性物質濃度のことも心配されますので、まだ非常に薄い状態で、採取するのも少し難しいかなという状態ですけれども、土の放射性物質濃度も確認をしながら、リサイクルという方向で検討はしていきたいと考えております。

それから、発電の件のご質問がございました。今私どもが調べてといたしますか、いろいろお聞きをした技術の範囲では、私どもが持っている施設の水量ですとか勾配、高低差からしますと非常に投資額を上回る利益を得るのは難しいというふうに考えてございます。そういう意味では、今の時点ですぐに取り組みを開始するのはやや無理があるかなと思っておりますが、さらに今後技術開発がなされて一層の効率化が図られるということが期待される分野でもありますので、そういう情報については今後とも引き続き収集をしたいというふうに考えてございます。

ただ、現在特に管については、一応完成した形になってございます。4万3,000を通水できる能力を持った管ということになってございまして、今後これに手を加えるという予定はないものでございますので、そういう状態で追加で発電施設を設置しようとする場合に、どれだけの工事をしなければならないのかについてまだ具体的な知識を持ってございませんので、それらも含めての検討になろうかというふうに考えている状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） お答えいたします。

女性職員の職場環境につきましては、女性職員の声に耳を傾けながら今後も検討してまいりたいと考えております。

また、新築計画については今後住民のコンセンサスを得ながら計画していきたいと考えているところでございます。

○議長（渡辺忠君） 阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 消防本部の施設について再度お伺いします。

改装をしていくためには予算も必要になってきますので、今後いろいろ見積もりをとられて改装に必要な経費とかがあると思うのですけれども、それらについてもどのような形がいいのか、相当仮眠室も古かったなというふうに思われますので、女性のためのトイレの設置とかそれだけではなく、全体を見ていただいて改装にどのぐらい費用がかかるとか、その計画もぜひご提示をいただければというふうに思います。その点を伺います。

それから、新設ということは、まだまだ先のお話であるということの捉え方でよろしいでしょうか。それとも、もう検討に入っているということなのでしょうか、もう一度お伺いいたします。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 改装につきましては、今後女性職員の声に耳を傾けながら関係業者等々見積もりを徴して、鋭意計画に結びつくようにしてまいりたいというふうに思っております。

それから、新築については現在のところまだ手のついていない状況でございます。今後の計画に盛り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（渡辺忠君） 続きまして、1番千葉敦議員。

〔1番千葉敦君登壇〕

○1番（千葉敦君） 1番千葉敦です。私は、さきに通告しております1件について管理者の見解を伺います。

奥州金ケ崎行政事務組合は広域的な行政サービスを行っている、これはこのとおりでございます。特に消防業務では、消防職員が地域民の安心、安全のため職務を遂行しています。危険を伴い、日夜を問わず業務に励まれていることに心より敬意を表します。

さて、今議会には定数管理化計画の見直しにより職員定数条例の一部改正案が提案されています。中でも消防職員については、盛岡、北上、奥州金ケ崎の3消防本部による指令共同化や（仮称）江刺東分遣所の設置予定により微増の計画となっております。

さらに、江刺東分遣所につきましては江刺区の中山間地において火災、救急時、早目の対応ができるようになるということは地域にとって喜ばしい、好ましいことであると思っております。

そこで1件目として、消防職員数が地域の住民の安心、安全を守るために十分確保されているのか、国の基準から見てどのくらいの充足率になるのか伺います。

2点目として、（仮称）江刺東分遣所の設置による職員の配置について具体的に伺います。あわせて、場所の選定において他の地区民からの異論がなかったのかどうかもお伺いします。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 千葉敦議員のご質問にお答えをいたします。

消防職員につきましては、国の告示に準拠し策定をいたしました定員管理適正化計画に基づき、人的整備を進めているところでございます。この職員の充足率につきましては、平成24年4月1日現在、これは3年ごとの国の実態調査も含めてであります。調査結果におきまして72.3%と県内平均の69.2%より3ポイント高い数値となっております。

また、当消防本部は、消防署または分署の配置が県内の他の消防本部と比較し、消防本部

を中心に約10キロ程度の位置に衛星的な配置となっており、人員配置とあわせて効率的な整備を行っていると捉えております。

また、(仮称)江刺東分遣所を含めた職員配置につきましては、消防長に答弁をいたさせますが、今後も決められた職員定数のもと、職員の適正配置に努めていくものでございます。

私のほうからは以上であります。

○議長(渡辺忠君) 及川消防長。

○消防長(及川政喜君) 千葉敦議員の質問にお答えいたします。

消防職員の充足率につきましては、平成28年度開設予定の(仮称)江刺東分遣所要員を加えた170名体制で算定しますと73.6%となり、隣接する北上地区消防本部の75.3%と同程度の消防力を備えることとなります。

また、東分遣所の要員につきましては、江刺消防署の出動体制に影響を及ぼさぬよう配置人員を強化し、その中から毎日3名を出向させる計画でございます。この出動体制により、江刺消防署では消防隊または救急隊が3隊出動可能、江刺東分遣所と合わせますと消防隊または救急隊4隊の出動体制となり、現在の江刺消防署3隊出動体制から増強となるものでございます。

また、江刺東分遣所の設置位置の検討につきましては、江刺区東部地区の人口の多い地区と江刺区中心部までの到達時間が10分以内で到達できるよう適地の検討を行い、江刺区玉里青籐地区とした検討結果を構成市町に報告した次第でございます。

○議長(渡辺忠君) 1番千葉敦議員。

○1番(千葉敦君) では、再質問させていただきます。

消防職員の充足率が72.3%という、平成24年ですけれども、県平均よりは上回っているということでございますが、国の基準に対しての数字というのは、私は消防の仕事をしている、住民の命と財産を守る大事な仕事を日夜されているわけでございますけれども、いろんな災害が昨今起きる情勢、それから災害、救急とも起こらないにこしたことはないのですが、続けて重なって起きるということもあり得るということもありますので、充足率としてこの数字をもっと引き上げるような体制が必要ではないかなと思いますので、その点について伺います。

江刺東分遣所につきましても、たしか消防車1台と救急車が1台配置になるわけですが、3名の体制であれば、例えば江刺の東部地域において火事と救急が重なった場合にその3名が出動した場合に当然あいてしまうわけですので、せっかくの早目の対応ができる体制にはちょっと不備が生じるのではないかなと思いますので、その点についてお伺いします。

○議長(渡辺忠君) 及川消防長。

○消防長(及川政喜君) ただいま充足率についてのご質問を受けましたが、充足率については今後とも検討を加えて消防業務に取り組んでまいりたいというふうに考えているものでございます。



分遣所の同時出場につきましては、災害発生時、分遣所3名でございますので、その状況に応じて一番必要な隊をまず分遣所から出しまして、そのほか直近の署所からすぐ出動させる体制をとるものでございます。管内の消防体制は各分署間においてもそのような体制で運用しているものでございます。

なお、災害が拡大した、もしくは大きな災害が発生した際には、岩手県内の各消防本部と応援協定を結んでおり、状況に応じて出動要請をし、災害対応しているものでございます。

○議長（渡辺忠君） 1番千葉敦議員。

○1番（千葉敦君） 消防職員の充足率、定員になっている背景には、財政事情もあるのかなと私は推測しておりますが、やはり消防体制の充実というのはそれにも増して住民の命と財産を守る本当に大事なことです。さらに体制を強化すべきではないかと思っておりますので、改めて伺います。

そして、同時出動がある場合と直近の署所からの出動で今までもやってきたし、行うということですが、江刺東分遣所の場合は、近いというのは江刺消防署が一番近いわけで、北上川を渡っての胆沢地域からの支援はなかなか大変ではないかなと思っておりますので、そういった意味では現在の江刺消防署の体制としてもなかなか大変になるのではないかなと思っております。そういった意味で職員にいろんな意味での負担がかかるのではないかなと思っております。

そして、江刺東分遣所につきましては、消防車、救急車の配置が今あるほかの分署と同じ台数ですので、本当は分署にして余裕のある職員配置するのがベストではないかなと思っておりますが、その点について改めて伺います。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） ただいまの指摘については、今後十分検討していきたいと考えております。

また、山側の状況につきましては、東和分署からの応援も可能でございますので、包括的にそういうふうな対応をとってまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺忠君） 以上で千葉敦議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

午前10時43分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前10時50分 再開

○議長（渡辺忠君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

次に、10番今野裕文議員。

〔10番今野裕文君登壇〕

○10番（今野裕文君） 10番今野裕文であります。私は、さきに通告しておりました2点についてお尋ねをいたします。

まず第1に、胆江広域水道用水供給事業創設事業にかかわってお伺いをいたします。9月30日にたんこう浄水場を見学する機会をいただき、久しぶりに施設などを見せていただきました。水質汚濁の原因となっている粒子等を除去する仕組み等、感慨深い思いをして勉強させていただきました。

一方、供給水量が日量1万2,000トンに及ぶことがあるとお伺いし、驚いたものであります。これでは、やがてたんこう浄水場整備計画第3期事業も計画の遡上に上がらざるを得ないのではないかと思つた次第であります。私の試算では、少なくとも奥州市にあっては自己水源を大事にすれば第2期工事着手も相当先に繰り延べができるものと考えておりましたので、どうのことだろう、このようにも思つた次第であります。そこでお伺いをいたします。

第1には、胆江広域水道用水供給創設事業において、たんこう浄水場の第3期及び第4期事業について見通し並びに考え方について久しぶりに、そして改めてお尋ねをいたします。

第2は、東日本大震災による断水により窮地に追い込まれたことがまだ生々しく記憶に残っております。広域の用水供給事業とはいえども、非常時の代替水源は念頭に置いておくべきだと考えるものであります。当組合として代替水源の確保についてどのように考えているかお尋ねをいたします。

次に、定員管理適正化計画についてお伺いをいたします。現在走っている計画は、平成22年から27年まで6年間の計画だと伺いました。この間の議会のやりとりでは、介護関係職員の問題、そして早期退職者の補充の問題などが議論されているようですが、私どもの議員からは事務事業の実態に合わせ見直すこと、業務委託一辺倒ではなく、計画的に職員を採用し、安定的な組合運営を目指すべきであること、削減ありきの定員管理を改めるべきである等、機会を捉えて指摘をしているようであります。

これに加え、放射能汚染問題や衛生センターの焼却施設の県南2施設化の方針転換により、前提そのものも変化している状況にあります。この間議会等で議論されていたことがどれだけ反映されることになるのかと関心を持って注目をしているところであります。私には、特にも今走っている計画は早期退職者があつた場合、欠員が生じても補充できないという大きな弱点を持っている計画であると感じております。こういう点からも、新しい計画は柔軟に対応すべきものであると考えるものであります。そこで、新しい職員の定員の適正化計画について基本的な考え方についてお尋ねをいたします。

以上であります。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 今野裕文議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の胆江広域水道用水供給事業についてであります。この事業は平成2年7月に国の許可を得て事業に着手し、水源となる胆沢ダムの建設負担金のほか、導水管及び送水管の整備を進め、平成17年度には第1期整備として1日最大供給水量7,550立方メートルの浄水場

建設に着手し、平成20年度から一部供給を開始いたしました。その後も計画策定時の水需要予測に対し構成市町の水需要に変化が生じてきたことから、平成21年度に浄水場第2期計画以降の建設規模、時期及び概算工事費などの見直しを行い、この見直しの後の計画に基づき、平成24年度、25年度の2カ年で第2期整備を行い、本年4月から1日最大供給水量1万4,600立方メートルの本格供給を開始したところでございます。

今後は、浄水場第3期整備として、工事期間を平成31年度から33年度まで、平成34年度からの1日最大供給水量を3万立方メートルに、第4期整備として工事期間を平成38年度から40年度まで、平成41年度からの1日最大供給水量を最終の4万3,500立方メートルとする計画となっております。

今後の整備につきましては、水需要の動向を予測しながら構成市町と協議を重ね、効率的で過剰投資とならないよう適切な整備を実施できるよう、施設規模や整備時期などを検討、決定してまいりたいと考えているところであります。

2点目の非常時の用水供給についてであります。地震や台風などによる非常時における代替水源については、1日当たり1万4,600立方メートルの水量を持ち、自然流下による各分水施設への供給を行える立地条件を整えている代替水源は組合としては確保しておりません。

水源地である胆沢ダムの施設は、全て耐震構造となっており、平成20年の岩手・宮城内陸地震及び平成23年の東日本大震災の際にも地震によるダム施設への影響はなかったところであります。

また、用水供給事業においても2つの大きな地震を経験いたしましたが、施設故障及び漏水事故などの大きな被害はなく、断水せずに用水供給を継続しております。代替水源がなくても安定供給に支障はないものと考えておるところではございますが、胆沢ダム管理事務所や構成市町との情報の共有化や異常時の連絡網の徹底を図り、さらなる連絡体制の強化に努め、万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

次に、行政職の定員管理適正化計画の見直しについての基本的な考え方についてですが、胆江地区衛生センターのごみ焼却施設の管理運営体制について、現計画を策定した平成22年当時と現在置かれている状況の変化を踏まえ、必要な見直しを行うものでございます。

ごみ焼却施設につきましては、岩手県ごみ広域化計画において県南ブロック1施設に統合されることが前提の計画でありましたが、当面2施設体制となり、当ごみ焼却施設は存続することとなるため、現状のとおり運転業務は民間委託とし、施設管理は直営体制を堅持しようとするものであります。

また、粗大ごみ処理につきましても、現計画では平成27年度から運転委託する予定でありましたが、委託方式と職員による直営方式との経費比較など十分な検討を行った結果、直営方式のほうが経費節減あるいは効率運転が図られるとの結果となったことから、引き続き直営とすることとしております。

加えて、奥州市国民健康保険小児夜間診療所の組合移管を平成27年の4月に予定している

ところでありますが、移管に伴う事務量の増加には現状の奥州市における業務執行体制を参考に嘱託員1名を増加し、対応しようと考えております。

そのほか胆江地区最終処分場は引き続き直営管理とし、胆江地区広域火葬場さくらぎ苑、胆江地区広域交流センター、たんこう浄水場については委託を継続することとしており、職員総数は29名とするものでございます。計画の見直し後もこれまでと同様に安全、安心を第一に施設の適正な管理運営に努め、当組合が住民から期待される機能を十分に発揮できる体制を整えてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡辺忠君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 重ねてお尋ねをいたします。

まず、水道のほうでありますけれども、ことし本格供給になって初年度だと思いますので、平均すると1日幾ら送水していることになるのか。25年度の資料はいただいたように思うのですが、そこら辺を教えていただきたいのですが、それとあわせて考え方は、ご答弁いただいたのは計画書に載っていることを答弁いただきましたので、現実は今どういう対応が必要だと考えておられるのかについてお尋ねをいたします。

私どもは、この3期計画については実施すべきでない。27年度に事業の再評価をやるというふうに伺っておりますが、それに当たってどういうスタンスで臨まれようとしているのか。ぜひやらなければならないと考えているのか、その点についてご答弁をいただきたいかったですので、重ねてお尋ねをいたします。

多分私は8,000とか9,000で足りるだろうと、第2期整備計画も一定期間先送りさせることができる、こういうふうに考えておりましたけれども、この間説明をいただいている中身ではそうではなかったようなので、その点も勘案して答弁をいただきたいというふうに思います。

もう一つ大きな問題は、私は組合で代替水源を確保しろという話をしているのではなくて、供給不能にならないと思いますけれども、組合がもし何らかの事情で供給できないというときに受水する側が一定の対策をとる必要があるということで、この間お話をさせていただきました。そういう点で言えば、全部組合に頼るといのはリスクがあるのではないかと思いますので、そういうことも念頭に入れてより合理的な、お互いに供給する側も受水する側もきちんとしたスタンスで水道事業をやっていく必要があるというふうに考えておりますので、そういう考えはないのかどうかお尋ねをいたします。

それから、定員適正化計画の問題ですが、この2年間の議会の議論を見ておきますと、まず消防の充足率の問題、それから施設検査に行くときに非番を充てているという問題、それから介護認定において常勤職員が安定しないと。非常に私は問題だというふうに思っておりますけれども、そういう問題とかいろいろ議会で指摘をされておりますが、今度の職員の適正化計画の中で、それがどのように織り込まれたのかということをお尋ねをしたいと思いま

す。

今出されている見直し案はあくまでも案でしょうが、この後提案されております定数条例が可決されれば、これは事実上決定されたものとなると思いますし、計画そのものは議会にかからないだろうというふうに思いますので、非常に大きな問題だというふうに思いますので、この間の議会のやりとりをどのように反映させたのかということについて重ねてお尋ねをいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 今野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、今年度、26年の平均水量の見込みのご質問かと思われました。これはまだ年度途中でございますが、今のところおおむね日量1万トン程度の平均給水量になるのではないかとこのように考えているところでございます。

それで、来年度予定されている事業再評価のお話がありました。この事業再評価につきましては、基本的に5年ごとに行うとされているものでございまして、ご質問のとおり27年度に実施を予定をすることになると思います。それで、その際に今後の事業の推進の仕方についての全体計画についての見直しも出てくる可能性がございますが、現時点ではまだ具体的に着手をしておりますが、構成市町からの必要水量の協議をする、そしてその必要水量の時期的な調整をしながら計画全体も調整を図ることになるのかなというふうに思っておりますが、まだ具体的な内容とはなってございません。

それから、代替水源についてでございます。当組合として現在のダムほど安定をした水源というのはなかなか見当たらないということを申し上げたところでございますが、それでも例えばの話でございますが、せんだって御嶽山が突然と言っていいのかどうかちょっとわかりませんが、爆発をしたと。仮に近くの火山が爆発して火山灰がダム湖に降り注ぐというような事態があれば、私どもが持っている浄水場の能力では浄化し切れない可能性があるという話を構成市町との会議の際に意見交換をしております。だから、具体的にどうするかという話にはなってはいないわけですが、いろいろな可能性を検討しながら、それに対処するというのは非常に大切なことだというふうには考えてございます。ただ、私どもと、それから構成市町が具体的にどうするかについては、まだこれから協議を重ねる必要がある部分だという状況でございます。

それから、定数のご質問がありました。消防の実態については、消防からご説明を申し上げたいと思いますが、介護の認定審査にかかわる人員の関係で、従来嘱託員ということで1年ごとにかわるのではなくて、5年という目安で連続でお願いできるという体制をとってございましたが、いろいろ事情があつて退職をされた後に資格を持った方を募集してもなかなか応募がないという実態がございまして、臨時職員で1年ごとの更新という、そういう時期がございまして、その際に議会のほうから募集の条件の見直しも含めて安定をした形の雇

用を早急に確立をするべきではないかというご質問をいただいたと考えております。

これにつきましては、幸い今月からいろいろアドバイスをいただいた中で募集の要件を拡大をする中で応募がございまして、今月1日から臨時職員から嘱託職員という形で勤務をいただける方がいらっしゃいまして、従来の体制に戻ったというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 非番員の査察についてのご質問についてお答えいたします。

現在のところ再任用職員の活用を検討しているところでございます。職員に過度の負担がかからないよう、適正執行するよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（渡辺忠君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 管理者にお伺いしますが、3期計画、4期計画については極力先に延ばすと、厚生労働省との関係で、許可する側との関係でやらないということは言えないと、こういう状況にあったというふうに思いますが、現時点でも変わらないのかどうかお尋ねをいたします。

奥州市のほうからは9,880だかの要請が出されているようなのですが、1万トンということなのだと思いますが、今後の水需要の見通しで言えば、工業団地とか大きいものが来ない限り大きくふえていくことはないというふうに私は思いますので、そういう点では例えば31年から33年という年限が区切ってありますけれども、もしそういう事情が発生しない場合は基本的には先送りをされていくものだとして理解していいのか、重ねてお尋ねをいたします。

代替水源については、裏腹の問題でありまして、今回は9,500トン程度で、期間はよくわかりませんが、供給側の単価を決定されているようですので、大きく穴があくということはないという説明のようでありましたけれども、いずれこれを進めていくときにどうしても水道料金にはね返るものでありますので、こちらの組合の経営にもはね返るという問題になりますので、そういう点では非常時の際の水源もなくして全部ここに集中させるということは余り考えるべきでないというふうに考えますので、その点の考え方も管理者としてどのように考えているかお尋ねをいたします。

職員の問題ですけれども、いずれ今出されております29年でやっていくということであれば、もちろんきょうの議会に定数条例がかかっていますので、これはもう議員が認めたということになってきますので、そういう点では今までの議論は何だったのだろうというふうに私は思うのですけれども、例えばこの間の計画によりまして早期退職者が何人も出たと、あるいはメンタルで休職者が今いらっしゃると思うのですけれども、そういう中で対応しなければならぬというときに、早期退職の場合はあと何年残して退職ですので、補充することができない、これが実態でなかったかと思うのです。そういうものに対応していくためにも、メンタルで休職される方が出るというような状況を防止していくためにも、きちんと人員は

確保できる体制をつくるべきではないかというふうに私は思うのですが、今回提示されました見直し案はそういうふうになっているというふうに思えません。

また、焼却施設に関して言えば、今年と来年で1桁ではない職員が退職される予定だと思うのです。4年間私ここに来ていませんので、その間は言っていませんけれども、本当に管理技術が継承されるのかという問題もずっと言ってきた問題であります。そういう点では、今度の計画の見直し案については一定の見直しする必要があるのではないかというふうに私は思います。1つは、小児夜間も入ってくるようですので、医療と介護については専従職員をふやしていくことが必要ではないかと。消防は1番議員との兼ね合いがありますので、深入りはしませんけれども、分遣所の問題でもこの見直し案でいったらば、先ほど充足率を高めるために努力したいという答弁があったようですけれども、固定されますので、そもそもそういう答弁が可能なのかと私は思いますけれども、見直しが必要なのではないですか。これ以上早期退職者やメンタルで休まれる職員を出さないようにするためにも、一定の余裕の幅を持たせるべきだと私は思いますが、管理者の考え方をお尋ねいたします。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） さきにご答弁申し上げたとおりであります。第3期、4期の計画については、今後の構成市町とお話し合いも、十分に協議を進めながら、適時適切な形で対応していくということが大前提になろうというふうに思うところであります。

考え方が違うかどうか、今野議員も今ご指摘されたところでございますけれども、きょうは組合議会でございますので、組合側からの考え方とすれば、当初導水管、給水管の整備は4万3,500トンを目途に全てを整備したということでございます。よって、組合側からすれば、この計画、これは構成市町の合意によって進められた計画でございますので、平成の初めの頃といえども、この計画については組合側とすれば遵守していただかなければ困るということになるわけでございます。ありていに言えば、その受水量の買い上げ賃をもって組合が投資した費用を賄っていかなければならないという現実がここで一つあります。

また、当初の計画を見直しながら進めていくというのは当然でございますけれども、今の時点において第3期、第4期計画をどうのこうのということを判断できる状況にはない。ただ、一つ管理者として明言できるのは、奥州金ヶ崎に住む住民の皆様にとって最も有利で、そして安全な方法を構成市町、そして組合ともども考えていかなければならないということになるのだろうというふうに思うところでございます。

また、今それぞれが持っている自己水源についてもいずれ脆弱化していると、水源自体が弱っているということは事実でございます。この水源を長期にわたって使用するということがなれば、当然そこには維持修繕、長寿命化の大きな経費がかかってくるということであり、その部分においてどちらを選択するほうがより住民にとって適切であり、安全を確保できるかというふうな観点からも十分に検討していかなければならない重要な部分である。私からすれば、計画は計画としてあるわけでありましたが、今ほど申し上げましたように今す

ぐ住民の皆様にとってより安全で確実性の高い、そして効率化が図られる、この部分を第一義に考えていかなければならないものというふうに思っているところでございます。

2点目の分の予測できない職員のさまざまな休職、退職について十分な備えがあるのかということですが、私どもが組合として行っている業務そのもの自体は非常に重要であり、かつ滞りを許されるものではないというふうなものは強く自覚しているところでありますが、一方でそれを継続的により効率的に安定していくという責務もおのずとそれは使命として課せられているものというふうに考えております。私どもとすれば、今次提案するこの定員適正化計画についても、そのあたりを十分に勘案した上で決定というか、案としてご提示しているものでございます。不測の事態のセーフティーマージンをどの程度とることが重要であるかというのは、それぞれの立場によってそのマージンの割合は変わってくるものというふうに考えておりますが、私どもとすれば今次提案するものについてはそのことも十分に勘案した上で対応できる人数であると判断をし、ご提案申し上げようとするものでございます。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 私のほうから定員の関係でのご質問に、実務的な部分と思いましたが、お答えをさせていただきたいと思えます。

今回の定員管理、衛生センターについては、従来の計画総数29名をそのまま今後も維持をしていきたいというふうな考え方でございます。その中で今後仮に早期退職が生じた場合というご質問がありましたが、早期退職者が出た場合には翌年度には補充をするということと考えておまして、全体数29名を上回らない範囲で総員は確保してまいりたいというふうに考えてございます。休職者が出た場合には、その分は採用補充するということは実質的に難しい、復職された場合のことを考えますと難しいので、これについてはその間全体的な努力ということになります。早期退職の場合は今申し上げたような補充を考えております。

それから、今後ご指摘のとおり、ことしと来年で定年退職者が11名という状況でございます。これらについては、翌年4月1日に新採用して補充をしていくという考え方でございまして、新規の職員と残った職員で努力を積み重ねていくという基本的な考え方でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 以上で一般質問を終結いたします。

ここでマイク等の設置がえがありますので、暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前11時23分 再開

○議長（渡辺忠君） 再開いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第5、報告第1号、平成25年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域

水道用水供給事業会計継続費繰越計算書の報告を行います。

提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 報告第1号、平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計継続費繰越計算書の報告についてを事務局長からをご説明申し上げますので、ご了承願います。

なお、報告第2号、平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告につきましても同様に事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 報告第1号、平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計継続費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算の第5条継続費、第1款資本的支出、第1項創設事業費におきまして、浄水場第2期工事の非常用自家発電設備設置工事について、非常用自家発電設備の発電出力容量、運転可能時間の検討に時間を要したため、平成25年度内の工事発注が困難となり、継続費予算計上額4億8,512万2,000円のうち当該工事費6,355万3,600円を繰越いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定によりご報告を申し上げますのでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの報告に対しまして質問ありませんか。

阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 報告第1号について、もう少し詳しい説明を求めたいというふうに思います。

発電出力の容量等の検討に時間を要するという点でございますけれども、いつからどのような検討をされたのかお伺いをいたします。

それから、この非常用発電の設備についてですけれども、どのくらいの容量の分を設置されるのか、もう少し詳しい内容をご説明いただきたいというふうに思います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 阿部加代子議員のご質問にお答えをいたします。

この非常用発電設備は、外部からの商業用電源が失われた際に、この自家発電により浄水作業を継続するための発電機でございます。具体的にこの発電機の容量等の協議につきましては、25年度の7、8月、ちょっと時期は定かではございませんが、夏あたりから構成市町と協議を始めたものでございます。

協議に当たりましては、平成24年、25年の2期工事におきまして、従来の7,500、これは1つの浄水施設といえますか、1つの系列でつくれる水の量でございますが、それを1万4,600にするに当たっては、もう一系列増設をしたということになります。発電機を設置するに当た

っての発電出力、時間の検討といいますのは、基本的にどれだけの時間給水をとめても受水側の各家庭への給水が可能かどうかというのが一つの検討でございます。その可能ならしめるためには、どれだけの時間、最高どこまで浄水場の作業が停止できるかと。それから、もう一つは、1系列だけ動かしてそういう末端給水をとめないようにできるかという、時間と容量の関係を検討させていただいたと。給水の箇所ですとか、あるいは箇所ごとの水量ですとか、受水側のタンクの容量ですとか、これらがばらばら、まだきちっと整理されない中で容量等もばらばらだったものですから、それらを調整する作業で時間を要しまして、25年度中の発注が難しいという状況になったものですから、26年度繰り越し工事をお願いをしたという経過でございます。

以上でございます。

〔「具体的に容量がどのぐらいかというのを聞いています。それちょっと補足してしゃべって。わかる人から補足して」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 失礼しました。容量というのは発電機容量かと思いましたが、250 kVAという規模でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） そうしますと、もう一度お伺いをいたします。

非常用発電機をつけたことによりまして、どのくらい電気がもつのか。そして、たしかタンクの設置もされるというふうにお伺いしておりましたけれども、そのタンクでどのくらいもたせるのか、その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えいたします。

タンクといいますのは、多分給油のタンクの容量かと思えますけれども、こちらのほうは600リッターで12時間発電機の運転が可能という規模を現在考えてございます。それで給油をすれば12時間以上の連続運転ができるというものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 非常用発電ということでございますので、さまざま検討されて、12時間もてば何とかもつというような検討結果だったのでしょうか。普通3日間ぐらいは何とか発電をしてというようなことが言われておりますけれども、12時間とした根拠についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えいたします。

発電機は設置をした状態ですと600リッターの燃料で12時間の発電と、これでやめるということではなくて、12時間以内に給油をして必要な時間は運転をするという考え方でございます。12時間の時間があれば給油の時間は十分に確保できるという考え方でございますので、燃料さえあればずっと連続運転が可能な施設と考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 23年度の東日本大震災のときもそうだったのですけれども、タンクに油が入れられれば発電は可能ということなののですけれども、油の確保が大変厳しかったことは皆さんもご存じだというふうに思います。

それで災害が起こったときに燃料の確保が大変問題になるというふうに思われますけれども、その辺の検討をもう少しされるべきではなかったのかと思いますが、もう一度聞いて終わります。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えをいたします。

ご指摘のとおり記憶にまだ新しい状況でございます。それで現在建設中でございますが、その燃料の確保につきましては油を提供する協会等と今後協定を結んで優先的に提供いただくように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質問を終結いたします。

以上をもって報告第1号を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第6、報告第2号、平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告を行います。

提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 報告第2号、平成25年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。

資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく地方公営企業の経営の健全化を判断するための指標でございます。この比率が経営健全化基準20%以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、健全化を図るための方策を実施しなければならないものとされております。また、毎年度において前年度決算により算定した指標を監査委員の審査に付して議会に報告するとともに、住民への公表が義務づけられているものでございます。

平成25年度においては、資金に不足が生じておりませんことから、比率の数値が出ており

ませんことを地方公共団体の財政の健全化に関する法律22条第1項の規定によりご報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの報告に対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質問なしと認めます。

以上をもって報告第2号を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第7、議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合職員定数条例の一部改正についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

なお、以下議案第2号から議案第5号までにつきましても、同様に事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合職員定数条例の一部改正についてをご説明いたします。

今回の改正は、県南地区ごみ処理広域化基本構想により、当分の間、当組合のごみ焼却施設を当地で維持していくこととなったこと、平成28年度からの（仮称）江刺消防署江刺東分遣所の設置を計画していること、3消防本部の消防通信指令事務の共同化に取り組むことなど、状況の変化を踏まえた奥州金ケ崎行政事務組合定員管理適正化計画の見直しに伴いますものでございます。

改正の主な内容は、事務局職員につきましては改正を行わずにありました定数を今回の見直しに合わせ適正数とすること、消防職員につきましては区分を廃止し、職員と一本化するとともに、定数を増加する内容でございます。この条例の施行期日は平成27年4月1日とするものでございます。何とぞ原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 消防の職員数が増えるということになりますけれども、これは充足率に対しては100%ではないというようなことになるというふうに思われます。やはり他の市と比べてとか、そういうことではなく、示されている充足率に近づけるということが本来あるべき改正ではないかなというふうに考えます。これで固定されてしまうと、充足率を上げることができなくなるのではないかと思いますけれども、その点についてお伺いをした

いと思います。

それと、再任用制度を利用するということになりますと、新しい職員の方が入れないような形になるのではないかなと思われますけれども、その点についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 充足率につきましては、現在の車両台数に応じてはじいた数字でございまして、分遣所設置によって充足率も上がるというふうに捉えております。

また、再任用にありましては定数に含みませんので、定数条例どおりの運用で業務できるものというふうに考えております。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 充足率170ということで、改定になると何%ぐらいになるのかお伺いをしたいというふうに思います。再任用制度を利用すると、その人数は含まれないで、さらに増えるというふうな考えでよろしいのでしょうか、もう一度お伺いいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えをいたします。

再任用のご質問がございまして、これは衛生センターも同様と考えておりますので、お答えをしたいと思います。再任用の人数が定数に含まれるかどうかにつきましては、今消防からの答弁の考え方もございます。ただ、現実的に実働職員が1名増えるという状況と、それから170名という定数の人数と、これはバランスを図っていく必要があるというふうには考えてございまして、単純な話、5名を仮に再任用されて、翌年度5名採用でという場合に、そっくりそのままいって実働人員175に簡単にできるかということになりますと、これについては構成市町の現在の制度運用を踏まえて、協議の上、判断をする必要があるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 充足率についてお答えいたします。

現有の車両の状況におきましては、充足率72.3%となっておりますが、170名体制で算定しますと73.6%となるものでございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 充足率が若干上がるわけでございますけれども、それにしても非番の職員の方が査察の業務を日常的に行っているというは大変問題があるというふうに思われます。お休みの日に業務を行わせるということについて、これは法律に抵触しないのかどうかちょっと疑問なのですけれども、その点どのようにお考えになっているのでしょうか。もっと消防職員に関しては、定数を高目に設定しておいて、目標はこのぐらいで、そこに向かって何とか努力をしていく、さまざまなものを削減しながら努力をしていく、人員確保していくということのほうがよいのではないかとこのように思われますけれども、

その点お伺いしたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） お答えいたします。

査察については、現在も執行しておりますが、いずれ訓練も必要でございます。当番で訓練を実施し、非番で職員に負担のかからない範囲で査察執行しているものでございます。その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） まず、この条例の性格についてお尋ねをいたします。

先ほど消防長が答弁した後、事務局長が補足説明をいたしました。消防長が判断するのと事務局長が判断するのと異なるということはあるのですか。どういう意味だったのか、お尋ねをいたします。再任用の職員はカウントされるのか、されないのかお尋ねをいたします。

私は、この条例案は反対です。この間の全員協議会で定員管理適正化計画、案だというふうに示されましたが、先ほどの管理者の答弁ではもう決定ですよ。この条例が通れば、当然条例が上なわけですので、もう既に案の段階ではないのではないかと。これはおかしいのではないですか。もうこういうふうに決定しましたと言ったほうがよっぽどいいのではないかと私は思うのですけれども、まずその見解をお尋ねをいたします。

いずれこうなれば、事務事業が大きく変わって条例改正しない限り職員は足せない。ただ、今回幸いなことに5年間同数ですので、退職補充はできると、そういうことだろうと思います。先ほどの言葉尻を捉えるようで大変申しわけないのですけれども、1番議員の質問に対して充足率を上げるように努力すると、こういう答弁をされております。そうすれば例えば消防で言えば車両を減らすしかないのだろうというふうに思うのですけれども、私からいわせるとそういうことになるのですけれども、そういう努力そのものがないのではないかとというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、東分遣所について言えば、当面5年間は消防隊と救急隊は同時には出ないと、こういうことになるのではないかと思います。いかがでしょうか。私は、こういう提案の仕方はよろしくないと思います。改めるべきではないですか、管理者にお伺いいたします。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） まず、最終的にこの定数について条例としてということでご提案を申し上げているところでございますが、これまでの分においては全員協議会含めてそれぞれお話し、協議をしながら私どもの考えもご説明し、それぞれの考えも聞き取りしながら対応してきた結果としての成果品が本日の条例提案につながっているものというふうに考えているところでございます。よって、何ら前段のものなしにここに出しているというふうな考え方ではないということについては、ぜひご理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

それから、消防長のお話の部分について、充足率、これについてはより効率的な、なお安

心、安全の部分丁寧担保のための職員の効率的配置を含めて総合的に考えていくというふうな意味合いでご答弁申し上げたものというふうに思っておりますが、議員おっしゃるとおり定足数だけに関すれば、上限を制限するという事になれば、この期間中における充足率の向上というふうな部分については難しい面があるものと。

ただし、ここで充足率の考え方についても私先ほども登壇してお話ししましたが、全国基準のものをしっかり当てはめて考えていかなければならないというふうな部分はあろうと思っておりますが、それぞれの地域において、より効率的に運用ができるという範囲において、努力をしていくということは当然必要であろうと思っております。特に胆江地区においてはメインの消防署を中心に衛星的に分署あるいは分遣所が今後配置されるというふうなことから、総合的な応援体制が他地域に比べて非常に連携をとりやすい状況にある。孤立して対応するという事ではないというふうな状況からしても、現状を落とすことなく担保しつつ、安全、安心を確かなものにしていきたいというふうに考えているものでございます。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 分遣所の出動体制につきましては消防のほうからお答え申し上げますが、最初にこの条例に定めると再任用がカウントされるか、されないかというご質問がございました。私どもの条例では、例えば現在奥州市が取り組んでいるとお聞きしておりますが、再任用の方を沿岸被災地の他の団体に派遣をするような場合には定数にカウントしなくてよいという定めがございます。そういう意味では、カウントしないという部分もございますが、先ほど申し上げましたとおり基本的にこちらで勤務をするということになった場合には、構成市町の実態、それから協議を重ねて決定することになると考えておりますが、基本的にはカウントされるというのが現在の考え方でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 東分遣所の対応につきましては、まず第1点に現場到着まで20分以上かかる地域の解消を目的に救急の分遣所の設置を考えたものでございます。

〔「そんなこと聞いていない」と呼ぶ者あり〕

○消防長（及川政喜君） 火災発生は近隣の署所が対応することで現場対応したいというふうに考えているものでございます。

○議長（渡辺忠君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 難しいこと聞いているわけではないので、3回の制限もありますし、時間の制限もあるのです、私たちには。きょう1日でしょう。私が長くやれば皆さん困るわけだから、聞いたことだけ答えてください。

今の管理者の答弁は理解します、そう言わざるを得ないと思います。ただ、事務局長の答弁は、カウントするという事でしょう。そうしたら、きょうの条例は何ですか。きょうの条例は一体何なのですか、条例というのは団体にとっては何なのですか。再任用した分どこ

か減らすのですか。そんな提案というのはありますか。私が間違っているのならありがたいですけれども、私はそういうふうに聞きましたけれども、いかがですか。曖昧にできないですよ、これは。条例ですよ。奥州市の場合は、私どもの問題点も指摘して、納得はしませんけれども、制度としては理解しますけれども、この場合はちょっと無理があるのではないですか。私はそう思うのですけれども、いずれ見直し案だっこの前説明いただいたのです。同時に条例案も渡されているのです。決定でなければならないでしょう。違いますか。前回の計画は1月だか2月に決まっているので、年度を越して決定になるのかなと思って眺めていたのですけれども、それでは話があべこべだと思います。条例ですよ。私どもがこれを認めれば、あれやってくれ、これやってくれと言えば、その分丸々職員に負担がかかるわけでしょう、人をふやせないわけですから。確かに今までと違うのは、早期退職の場合は補充できます、人数が固定されていますから。今までみたいに減るのを前提でやっていないので、それは大きく違うと思います。それはおっしゃられるとおりでと思いますけれども、こういう条例の出し方はおかしいのではないですか。撤回してくださいよ。

○議長（渡辺忠君） ただいまの今野議員に対する答弁は休憩後にすることにいたしまして、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時00分 再開

○議長（渡辺忠君） 再開いたします。

先ほどの休憩前の今野裕文議員に対する答弁が保留になっておりますので、当局の答弁をお願いいたします。

小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 休憩前において再任用の分がどういうふうな取り扱いになるのかというふうなところが明確化されておりませんでしたので、そのことについて私のほうから改めて組合としての見解をお示しいたしたいと思います。

再任用の職員の方は定数内に含まれるというふうに私どもは理解をしておるところであります。しかしながら、特定の業務に一定時間従事する非常勤特別職、例えば嘱託であるとか臨時職員はこれには含まれないというふうに理解をしておるところでございます。非常勤特別職、嘱託あるいは臨時職員等については、これは状況に応じて関係市町と十分な協議の上、増員は可能であるというふうに考えているものでございます。

なお、充足率というふうな部分のところでご質問もございましたので、その見解について消防長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 充足率につきましては、先ほど73%の説明をさせていただきました。この数字につきましては、現在兼務職、災害対応と事務職を兼務している状況がござい



ます。災害対応の人数をカウントしますと178名でございます。現在当方は条例では170名を予定しておりますが、限りなくこの数値に近いものでございます。パーセンテージとしては95.6%でございます。しかし、兼務としておりますので、73%前後まで下がるということでございます。それで非番員の職員で立入検査をしておりますが、非番だけではなく、当番者、もちろん事務職員の分でも立入検査も執行しているものでございます。その不足する部分において理解を得ながら立入検査を執行しているというのが現状でございます。

なお、非番の職員、隔日勤務者にあつては、当番、非番、週休というように、休日も設定してございます。非番というのはあくまでも勤務明けの日でございます。別に週休日は普通の土日に該当する分、週休日を設けて休みをとらせているのが現状でございます。

〔「聞いたのは、分遣所の車が2台いつも出られる  
のですかと聞いたのですから、そういうことを  
聞いたのですから」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 分遣所の車が2台ございますが、現在勤務予定をしている者は3名ということで、2台同時に出ることはありません。

○議長（渡辺忠君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 申しわけないですけれども、今の答弁は私はわからなかったです。聞いてもないし、どういうことでそういう答弁が出たのだから苦しみますけれども、まず事務局長にかかわる分で再任用についてはそういうことだと、だから今回はカウントされないのだということですね。私からいわせれば、それを再任用と言うのがおかしいのではないかとこのように思いますけれども、それは置いておきます。

いずれにしても、今回示された定員管理適正化計画の案がこの条例が可決すれば事実上確定すると、そういう意味合いと理解していいですね。私は、案をこれからつくるというのであれば、案が確定してから条例を出すべきだと思います。今回は改選もあって、なかなか議論できない議員の皆さんもおりますので、こういう提案の仕方は適切でないと思います。案が固まって、こういうことができますということであればいいのですけれども、案だと出して同じものに定数を定める条例を入れると、しかもそれが計画の数字をそのまま写したもので、何の余裕もないと、こういう条例は私は出すべきでないと、このように思います。

あとはやめますけれども、いずれ私はこれを認めたら、ここの議場でのいろんな議論が何だったのかなと思いますし、これからもやりにくくなります。そういう点では、もう少し余裕を持った条例にできないのか、最後に伺って終わります。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 全員協議会でもご説明を申し上げましたし、議員がおっしゃるとおり協議の時間等々が少なかったと、ご意見としてそういうご意見もあろうというふうに今認識をしたところでございますが、手続上進めるべき協議を重ねながら進めてきたというふ

うに考えているところでございます。

さて、ご質問の定数にもう少し余裕を持たせてはどうなのであろうかというふうな部分についてでございますけれども、これまでの行革の推進方針、あるいは今後これまでの状況と変わった部分のところを十分に考えた上で、定数で決める部分の、計画で決めるところの期間、この人数をもって安全、安心な状況を効率的に創出できるというふうに判断をしてお諮りしているものでありますので、何とぞご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（渡辺忠君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 私は、せっかくできる江刺東分遣所については救急隊も消防隊も出られるようにしていただきたいと思ひますし、それから今度夜間小児診療所が加わりますので、診療所並びに介護にかかわる分については専任の職員の補充が必要だというふうに考えますが、本日は示されている条例にはその余地を結果としてなくすものだと考えますので、本条例改正案には反対をいたします。

○議長（渡辺忠君） 8番中澤俊明議員。

○8番（中澤俊明君） 議案第1号の奥州金ヶ崎行政事務組合職員定数条例の一部改正について、賛成の立場で発言をさせていただきます。

奥州金ヶ崎行政事務組合の職員定数につきましては、関係市町の財政改革を行っている現状と奥州金ヶ崎行政事務組合の最少の人数で最大の効果が期待できる定数であるという立場、そしてまた市民、町民のサービス貢献に、安全、安心に配慮されたものであるという立場から賛成をいたします。

○議長（渡辺忠君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺忠君） 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第8、議案第2号、平成26年度奥州金ヶ崎行政事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第2号、平成26年度奥州金ヶ崎行政事務組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

別冊補正予算書をお開きください。2ページ、3ページでございます。今回の補正予算に

つきましては、歳入においては起債事業費の財源組み替え等による分担金の減額及び組合債の増額、繰越金の確定によります増額、諸収入においては異動による岩手県市町村総合事務組合負担金の減額が主なものでございます。歳出におきましては、4款衛生費、胆江地区広域交流センター敷地取得に係る土地の購入費等が主なものでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,761万6,000円を追加し、補正後の予算総額を35億3,458万3,000円とするものでございます。

4ページをごらんください。第2表、債務負担行為でございます。債務負担行為補正につきましては、平成27年4月から当胆江地区衛生センター施設のうち、ごみ焼却施設の運転及びし尿処理施設の運転につきまして3カ年の複数年契約を行いたいと考えてございます。このため26年度中に運転の準備期間を確保することとし、26年から29年までの債務負担行為を行おうとするものでございます。これは年度内に入札、契約をして、現在の運転委託業者と運転業者が変わった場合には4月1日前に運転の基本的な引き継ぎを行う期間を設けようとするものでございます。

次に、第3表、地方債補正でございます。地方債補正につきましては、消防施設整備事業におきます消防救急デジタル無線及び共同消防指令センター整備事業に係る分担金を起債に変更しようとすることから、今回増額をしようとするものでございます。

次に、補正予算の概要につきましてご説明を申し上げます。8ページ、9ページをごらんください。初めに、歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項分担金につきましては、起債事業費への財源組み替えによります消防費分担金5億1,820万円を減額するものでございます。

6款繰越金、1項繰越金につきましては、25年度決算の確定によります金額5,880万6,000円を追加するものでございます。

7款諸収入の2項雑入でございます。職員の異動による派遣職員負担金119万円を減額するものでございます。

8款組合債、1項組合債は、分担金から起債に変更するということから、消防施設整備事業債5億1,820万円を追加するものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。歳出につきましては、全体的に人事異動によります人件費等の金額を整理して計上してございます。3款民生費、1項社会福祉費でございます。介護認定審査判定事務の嘱託職員については、半年間臨時職員として雇用したことから、嘱託職員の報酬の減額を行うものでございまして、そのほか合わせて104万9,000円を減額するものでございます。

4款衛生費の1項保健衛生費でございます。胆江地区休日診療所における診療体制の中で、休日に応援をする臨時職員の賃金を追加しようとするものでございます。及び火葬場の施設の老朽化部分を修繕をすること、そして胆江地区広域交流センターの敷地の取得に係る土地購入費の追加が主な内容でございまして、合わせて4,467万2,000円を追加するものでござい

ます。

12ページ、13ページをごらんください。2項の清掃費でございます。最終処分場の浸出水処理施設の管理委託業務につきましては、今年度は直営で行うこととし、その委託料を減額をしようとするものでございます。及び雨水対策に係る備品の購入費を追加しようとするものでございまして、合計で160万7,000円を減額するものでございます。

5款の消防費、1項総務管理費でございます。消防本部庁舎施設の修繕の追加が主な内容でございまして、合計で522万3,000円を追加しようとするものでございます。

2項消防費につきましては、救急活動に係る消耗品の追加、消防本部敷地内漏水による光熱水費の追加が主な内容でございまして、66万5,000円を追加するものでございます。

14ページ、15ページでございます。7款の予備費でございます。歳入から歳出の経費に財源措置した残額907万8,000円を追加するもので、年度内の不測の事態に備えるものでございます。

以上で説明を終わりますが、何とぞ原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 2点お伺いをいたします。

まず、4ページの債務負担行為の補正でございますけれども、説明資料をいただいております。その説明資料の1ページには、随意契約から指名競争入札を実施することによるということで1年の契約から3年ということで行いたいということでございます。1年のときと3年にしたときのその金額の違いというものが6ページ、7ページに示されております。それで、この指名競争入札なのですけれども、金額のみで入札をされるのかお伺いをしたいと思います。といいますのは、1年でもそうなのですけれども、価格のみが安くなるからこの委託でいいのかと、業者選定がそれでいいのかということではなく、やはり仕事の確実性でありますとか、災害時の対応をどういうふうに対応していただけるのかとか、やはり委託するときにそれぞれきちんと契約は結ばれるのだと思いますけれども、指名競争入札にされるというときに金額だけで競争をするということではなく、委託するにはこうであってほしいというような発注側の明確な条件を示して入札を行うべきではないかというふうに思いますが、その点についてお伺いをします。

それから、11ページの交流センターの土地の購入費でございますけれども、こちらも説明資料の8ページにこれまでの借上げの経過が載っておりますけれども、地権者はもともと借上げということで要望されていたわけでございますが、議会としても何度も購入したほうがいいのではないかというようなご意見が出されておりましたが、今回このように購入するということに至った経緯、地権者の皆様のお考えが変わられたということのその辺の経緯をもう少しお話をいただければというふうに思います。お願いいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 阿部議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、運転委託の関係でございます。現在随意契約で行っているのはごみのほうの運転管理でございます。し尿につきましてはことしの3月から準備期間を設けて4月から運転委託をしておりますが、こちらのほうは入札で決定をさせていただいております。

これからの入札につきましては、従来と同様でございますが、当然入札の際に仕様書、いわゆる条件、こういうことをやってくださいと、こういうケースにはこういう対応が可能なようにしてくださいということをあらかじめお示しをすることと、それから運転の実績、他の施設等も含めて実績等を勘案して指名競争入札を予定をしております。結果といたしましては、そういう条件の上で金額で判断をすることになると考えてございます。

次に、11ページの土地の購入費でございます。交流センター、いわゆる温泉施設等でございますが、この土地につきましては平成6年に現在の焼却施設を新たに建て直すという交渉の過程の中で施設の設置ということになっているわけですが、その際必要な用地についてはおっしゃるとおりお売りできないと、お貸しするのであれば可ということでもりました。その後何度か売買交渉を行った経過がございますが、残念ながらお貸しするという姿勢はそのままでしたけれども、議会のほうからのご意見もございましたので、昨年改めて売買の交渉を行ったところ、関係者で相談をしてからということではございましたが、売るというご判断をいただいたと。なぜそうなったのかということについては、特段お尋ねをしたわけでもございませんので、地権者の方々がどのようなことを具体的にお考えになったのかということは実は定かではない部分がございますけれども、我がほうとすれば申し出を受けていただいたということで、今回の予算計上に至ったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） まず、業務委託についてでございますけれども、さまざま細かく条件を出して、それに対応していただくということで、さらに価格の安いところということでございます。理解をいたしました。

今後まず3年ということなのですけれども、委託される側とすれば3年、5年と長いほうがいいわけでございますけれども、できれば5年ぐらいのほうが安定して業務をやっていただけるのかなとは思いますが、その辺は3年、5年というような期間の検討についてお伺いして終わりたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えをいたします。

3年間ということに今回しておりますのは、当組合で複数年契約の運転委託は初めてでございます。そこで何年が適切なのかという検討をする中で、県内でございましたが、他の例をひとつ参考にするということで状況を調べたところ、1団体が5年というのがございま

たが、ほか4だったか5だったか、ちょっと定かではありませんが、複数年契約しているところがまず3年ということでございましたので、私ども初めてということもございまして、そういう意味では数が多い、しかも短目のものの3年というのを選んだという経過でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 2番廣野富男議員。

○2番（廣野富男君） 資料1の6ページ、先ほど来から話されている部分ですが、まず私知りたいのは、下段のほうに米印4、プラットホーム投入監視員1名追加ということなのですが、これは今までどのような対応して、今回この監視員を配置することになったのか、その点お伺いしたいと思いますし、1年契約、単年度契約から複数年契約した場合の金額を見ますと、例えば1年契約、26年度については7,884万円、27年度ですと8,936万3,640円と、この差額はざっと1,200万円……これは消費税込みだから、ごめんなさい。税別ですと7,300万円から8,198万5,000円ですから800万円ほど上がっている状況なのですが、この800万円がプラットホームの投入監視員の人件費分もこれぐらい上がるというふうに見るのでしょうかというのをまずお伺いしたいと思いますし、3年契約と1年契約の差額をちょっと調べてみたのですけれども、3年契約ですと27年は、税別でいきますね。8,049万2,000円、28年は8,177万1,000円、ここの差額は127万9,000円なのです。29年度と前年の差額は幾らかというと、131万6,000円の差。3年契約するのに何でこう年々上がっていくのかというのがちょっとわからないのです。1年契約のほうは差額も同じ額になるのです、同じ契約額なのに、本来複数年で契約すれば単価は下がるはずなのに、年々上がっていくというこの理屈がわかりません。よろしくお願いをいたします。

それと、先ほどの広域交流センターの件でももう一度お伺いしたいのですが、過去20年間賃貸借をして、借上料を払っていますね。この総額は1億1,100万円ほど払った金額になります。改めて今度は売買契約で4,400万円も投入するというのは、どうも私には理解できないのです。普通の農家の田んぼの売買で考えますと、平米単価373万円なのです。これ今までかかった経費を引いても、8ページの2という数字ありますね。地権者との購入合意額というのがあります。ここの鑑定評価額は8,120万円だったと、だけれども造成等で3,699万円かかりましたから、その差額分の4,420万9,628円で合意をしましたと。これは平米単価に直しますと、計算が間違っていなければ3,730円。これを農家でいいますと反当に直しますと373万円もするのです。この間の農業新聞見ると、全国的な農地の売買は75万円です。373万円がいかに高いかということです。年々地価が下がって、しかも今までは賃借料という形で1億1,000万円もかけて、さらに市場価格の5倍強の地代を払って、代金を払って購入するという、売るほうはいいでしょうけれども、買うほうにすると私は高過ぎるのではないかと思うのですが、その辺の正当性についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 廣野議員のご質問にお答えをいたします。

3年間の分の見込みの経費のほうにつきましては、担当課長からご説明を申し上げますが、プラットホームの要員でございますけれども、これは従来の運転委託には入ってございませんでした。それで、プラットホームといいますのは、ごみを一般の方がお持ちになった際に受け入れ場におりまして、どこにどういうものを置きますよというような指導をしながら受け入れをする方でございますけれども、この方が今はこちらで臨時で雇っておりまして、人はおります。これを長期の運転に合わせて、運転を受託するほうにお願いをすることによって効率が上がるかもしれないということで、積算上この数字には含んでおりますが、これはなお現在の体制でいくか、運転側との協議でコストがどうなのかというその部分の具体的な詰めをしてから最終的には判断をしたいと考えてございます。

債務負担で設定する金額については、上限額と、これを上回らないという数字でございます。入札とか何かの前の数字でございます。これからこれを上回らない金額で契約をしようとするものでございます。

それから、交流センターの土地でございます。確かに高目かなという感じがいたしますけれども、今回購入に当たって鑑定を依頼する際に、従来お借りをしてきて支払った金額というのは、売買に当たって考慮できないものでしょうかというお話はさせていただきましたが、土地の鑑定をする協会のほうでは、買うというのと借りるというのは別物ですので、それを考慮に入れるということはできないでしょうというお話をまずいただいたということが1つでございます。

それから、確かに水田そのものの、水田を水田として利用する場合の価格に比べて、ご指摘のとおり高いという感じはそのままあるかなというふうに思いますが、実はこの周辺の転用目的の売買の場合は、この金額を上回る金額で実際売買実例がございまして、それからすると今回造成費を除かせていただくことによって過去の実例よりは低目になっているかなという状況でございます。それらを考え合わせて交渉の結果、この価格で妥結をしたという状況でございます。

私からは以上です。

○議長（渡辺忠君） 安倍施設管理課長。

○施設管理課長（安倍建君） お答えいたします。

委託費の増についてでございますが、主に人件費の増でございますが、これは3年分の人件費が出ていますが、それを3で割って1年ごとに振り分けたものでございます。そのほうが比較するときに見やすいと思ひまして、そういたしました。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 2番廣野富男議員。

○2番（廣野富男君） それにしても、単年度で600万円ふえている計算ですよ。私も何となくプラットホーム投入の監視員というのは、ごみを持ってきたときに立っている方だなど

思ったのですけれども、今まで臨時対応していた方というのは600万円も払っていたわけではないと思うのです。それが3年契約でその人件費分600万円を上乗せして契約するということになるのですか。事務局長さんは、これはあくまでも上限だとは言いつつも、そんなに見積もりを高く持つ必要はないのではないかと思います。ということで、これは1者から見積もりか何かとて恐らく積算したと思うのですけれども、それにしてもちょっと単年度と複数年度の金額、間差額といいますか、その年度の差額にばらつきがあるというのはどうも信用性に欠けるというふうに言わざるを得ないので、その辺についてはもし見解があればですが、ここをもう少し精査をしたほうがいいのかというふうに思います。

それと、交流センターの購入なのですが、しからばどうなのでしょうかと。8ページの上から4行目、当面の間、胆江地区衛生センターのごみ焼却施設の供用が決定されて継続するというので、恐らく前回も当面の間というのは20年経過しているのですが、今回の当面の間というのも恐らく20年とかそういうのを想定していると思わざるを得ないのですが、ではこの施設が20年もつのでしょうか。もつか、もたないのに、今買う必要があるのかなというのを率直に思うのです。例えば5年前とか10年前であれば、まだまだこの施設は新しいから買ってもいいと思われたと思うのですが、現在の施設は20年も経過していると。さらにこれから20年残るのか、維持するのか、あるいは県南広域でやるのかが全然見えない段階でこういう金額で、私のレベルからいけば非常に高い価格で取得する必要があるのかどうかというふうに思うのでありますが、そこのご所見をお願いいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えをいたします。

運転委託の金額でございますが、ご指摘のとおり今回債務負担行為として提出をする金額については、予算を編成する際にもこの金額を超えてはいけないという金額になります。実際にはこれ以内で予算を編成をしまして、実際に入札にかけるという手順がございますので、そういう意味ではやや余裕を持った数字ということで、それはご指摘のとおりでございます。決してこのまま契約額とするというものではございませんので、事務手続上、多少変動があっても対応ができるという金額を設定したいということでお示しをしたものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、交流センターの土地の件でございます。交流センターという温泉等の施設につきましては、現在の焼却施設が平成6年に運転開始をするわけですが、それに先立つこと4年ぐらい前から設置場所といいますか、その前にも施設はあったわけですが、引き続きここに建てさせていただきたいという話をする経過の中から、条件といいますか、同意をする一つの条件としてこの施設の設置を地元のほうから示されたという経過があって、あの施設は存在をしてございます。

ことしで20年たつわけですけれども、当面2施設、一関、胆江はそれぞれ1施設でやるということで進むということになりましたので、延命化の工事を行うこととなります。その工

事につきましては、3年ぐらいの計画期間を持って、その後実施をすれば大体補助金対象となるためには15年ほどはもつというような内容の工事をするようになるだろうというふうに考えてございまして、おっしゃるとおり今後20年ほどはこの焼却施設は当地でお世話になることになるのではないかと考えてございます。

確かに現在の温泉施設、交流施設そのものの傷みぐあいとかは心配なところはございますけれども、逆に傷んだので、こちらだけの判断で撤退をいたしますというような施設ではないと考えてございまして、当初スタートから考えますと、この焼却施設があるという状況では、温泉施設も存在をしなければいけないのかなと、そういう考え方を持ってございまして、現在の賃借料水準、いろいろ交渉ということがあるかもしれませんが、現在の水準で20年間引き続きお借りをすることと比べれば、購入をしていったほうがなおコスト的には安いのかなという考え方もございまして、今回購入をしようとしたものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第9、議案第3号、平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第3号、平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、入札減による委託料の減額、たんこう浄水場の無停電電源装置の交換等による修繕費及び洗管作業に伴う動力費、職員の異動等による職員給与費の増額等により収益的支出について補正しようとするものでございます。

別冊補正予算書1ページをごらんください。第2条の収益的支出の補正でございます。第1款水道用水供給事業費用を639万1,000円減額し、総額5億981万3,000円とするものでございます。内訳は、第1項営業費用を639万1,000円減額するものでございます。

3条の債務負担行為であります。こちらもしきの運転管理と同様、平成27年4月からたんこう浄水場の運転を3年契約で行いたいと考えており、入札等の準備期間を含め、平成26年から29年まで負担行為を行おうとするものでございます。

第4条の議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございます。職員給与費について89万6,000円を増額し、2,604万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。何とぞ原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

5番有住修議員。

○5番（有住修君） 6ページの債務負担行為についてお伺いいたします。

最初に、期間でございます。平成26年から平成29年度までの4年間の設定でございますが、26年度は支払いが発生しておりません。なぜ発生していないのにこの期間を入れるのか、お伺いしたいと思います。

次に、2つ目ですが、浄水場の運転委託を債務負担で3年間するのか、私には理解できません。資料2の説明資料では、受注機会（公平性）及び競争性の確保、社会情勢の変化等を考慮し3年間とすると書いてございます。私には理解できませんので、ご説明をお願いします。

次に、資料の経費比較も理解できませんので、説明をお願いします。

また、25年度予算議会で昼の管理は組合で管理を検討するようにお願いいたしましたが、検討の結果が今回の債務負担になったのか、あわせてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 有住議員のご質問にお答えをいたします。

まず、債務負担の期間の問題でございますが、27年から29年は具体的に契約をしようとする期間でございます。今回は指名競争入札で業者の決定をしようと考えておりますが、この入札については業者がかわれば、4月に入札をして4月に業者がかわるというのは業務に支障を来すと考えてございまして、事前に入札をして契約をして、準備期間を設けたいと考えてございます。このような場合には、入札契約をする時期から債務負担を設定することとされてございますので、そのために26年から設定をしようとするものでございます。

それから、経費の分につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

それから、浄水場の日中の直営管理については、検討の結果どうだったのかということでございます。25年のご質問の際には、まだ本格給水の途中でございまして、現在の給水量とはちょっと違った状況でございました。現在の1日おおむね1万トン程度の水量を供給し出したところ、5月の全員協議会でご説明を申し上げましたが、やっぱり幾つかのトラブルが発生してございますし、浄水場の運転する機械も従来と違って運転時間が長くなったりしてきてございまして、修繕関係が発生をしている状況でございます。

さらに、浄水場から水を供給する際に、分水施設という施設を経由して現在構成市町のタンクのほうに水をお届けするわけですが、この分水施設の数が25年当初は1カ所だったのが現在は5カ所と、今後もあと2カ所ぐらいふえるという見込みもございまして、これらにつ

いてはおとしぐらいまではこれも委託というような検討がありましたが、こちらのほうは検討の結果、直営として現在職員が対応してございます。

ご質問の日中の浄水場の運転管理は、現在のところそういった増大した業務がございますので、なかなか難しいというふうに考えて、引き続き委託をしたいと考えているところでございます。

○議長（渡辺忠君） 安倍施設管理課長。

○施設管理課長（安倍建君） 経費についてお答えいたします。

管理費を計算する際にでしたが、平成27年度につきましては労務単価が岩手県よりまだ示されておりません。それによって、現在26年度の労務単価上昇率が5%ぐらいですが、これを用いまして試算したために増額になったということでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 5番有住修議員。

○5番（有住修君） まず、受託者が変更になった場合の設備等々の研修、そして人員確保等々ということでございますが、運転管理は入札に参加する業者はもう人員の確保をして運転をするという覚悟で入札に当たっていると思います。それなら何が引き継ぎと、そして運転管理をするなら機器の取扱書、そして機器の仕様書等を見れば管理はできると思います。そうしますと、まず引き継ぎというのは1日もあれば機器の取り扱いだけを説明すれば管理はできると思います。そういうことで26年度を債務負担に入れるのはちょっとおかしいのではないかなど。私も債務負担というのはある程度わかっていますが、余りお金を伴わないときはその債務負担の期間には入れないのではないかと考えてございます。

次に、昼間管理ではできないということでございますが、それでは金ケ崎町の水道事業についてちょっとお話しさせていただきます。金ケ崎の水道は、昼間は2人の職員が浄水場の管理、そして給水戸数5,189戸の対応をしながら、施設としてポンプ場、井戸等々の管理をしてございます。それで、年間給水量は258万2,174立方メートルです。組合の昨年度年間給水量は198万1,348立米でございます。それで金ケ崎町の25年度の運転管理委託料は1,080万円、これは20キロ離れている取水、山の中、冬でも行きます。そして、それは週2回の管理です。そして、昼間トラブルがありましたら、この場合は対応も含まれております。そうすると、組合の運転管理費がことしですか、3,045万8,000円、そうしますと1,965万8,000円高く支払うということでございます。

それで、私はあと3年にする理由が理解できない。3年の負担行為より1年委託のほうが受託機会、競争の確保ができると思ひまして、あとは債務負担としますと3年間は入札はないと。業者は受注の機会がないと、入札による運転管理費の固定により競争がないと思ひます。そうしますと、やはり1年契約です、この3年の負担行為等は、私は理解できませんので、また再度説明をお願いいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えをいたします。

債務負担につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、いずれ入札契約をする時点では債務負担をとって行うということで、これは財務関係のほうに確認をしたものでございます。従来は4月1日から業務を開始するのに、4月1日に入札をして契約をしたということでやってまいりましたが、仮に3年契約でなくとも4月1日の午前零時から、これは夜勤のほうも入っておりますので、零時から行うのにはあらかじめ契約をして零時からスタートするというのが合理的だという面もございますが、今回は特にも入札をして、経験のある業者を指名する予定ではございますが、その施設に初めて来て4月1日から実施をするということになりますと、やはり不慣れな部分があったりしては困るということで、準備期間を設けると。特にここはコストになるわけでもありませんので、そういう期間はあったほうがより運転のスムーズさにつながると考えております。

それから、委託の金額等の比較がございましたが、この辺はそれは実態だろうというふうに思います。あとは、それぞれの個別の具体の業務がどうなのかということもございますが、いずれにしても先ほど申し上げましたとおり、現在は職員で浄水場の管理をするというのは難しいということから委託をするということもございます。3年間というふうにしたのは、基本的には経費の積算を行う場合に、全体委託金額がベースとなって諸経費というものが算定されます。契約金額、全体金額が大きくなれば諸経費が下がるということから、それで資料にお示ししたとおり100万円ほど積算上の金額が下がると。これで下がった分で入札に付するということになるかと考えておりますので、単年度よりはそもそもの設計金額で幾ばくかの低減を図れると考えるとございまして、

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 5番有住修議員。

○5番（有住修君） どうしても納得できません。わかりますよ、1年でやってまず3,000万円の委託費なら、3,000万円が3年たまったら9,000万円、当然経費率も下がるという考えはわかります。ただ、何で3年間委託費を固定しなければいけないのかと。もう入札が終われば3年間固定される、当然債務負担ですので、固定されますよね。27、28、29の委託費は、契約するのですから。ある程度競争性をやって下げたらよろしいのではないですか。極端な話、金ヶ崎が給水量が組合より多いのに2,800万円で委託をしているのです。それが現実です。それが1,080万円で1年間浄水場の管理委託をしております、金ヶ崎町の水道は。同じレベルというか、給水量は多いのに、それが何で毎年3,000万円以上の委託費を出して、負担行為で契約しなければならないのか、それが本当に疑問なのです。

ここで明確な答えは出ないと思います。私は、やはり両市町の水道事業の運営にかかわってくる問題だと思うのです。端的に考えたらだめではないかと思えます。組合はどうしてもお金が足りない、それなら値上げすると。料金を値上げすればいいのではないかという予算の議会でも同僚議員が反対討論でお話ししておりましたが、それではないと思うのです。や

はり企業会計をやっているなら、両市町に負担をかけない、できるだけ安全で安心の水を供給するというのをやっていかなければいけないのではないかと私は思います。あとは言いません。

最後になりますが、管理者にお伺いします。やはり経費を節減し、両市町の水道事業の経営に影響を与えないよう、組合の安全、安心の水供給事業の運営をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 基本的な考え方は、有住議員がお話ししているとおりでと思います。いかに効率的にやるかと。ただし、それが危険を伴うものであってはならないと。しかしながら、では安全であれば幾らでも経費かけていいのかという話ではないだろうと。いずれ経費というのは、めぐりめぐって水道を利用する金ヶ崎町、奥州市の市民の負担から成り立っているのだというところをもっと真剣に考えて水道事業の運営に当たるべきだというご意見だというふうに受け取りました。今回もこの額のとおり決めるということでは決してないわけでございますし、節約すべき点は節約することにはばかられることは何もないと。ただし、安全を確保した上でというふうな面で、今のご指摘も踏まえながら、よりよき方法がないかということについては十分に担当に申しつけるとともに、私も、そして副管理者ともどもそのところは十分に目配りをしながら指導してまいりたいと、このように思っているところでございます。

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで2時15分まで休憩いたします。

午後2時03分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後2時15分 再開

○議長（渡辺忠君） 再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第10、議案第4号、平成25年度奥州金ヶ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第4号、平成25年度奥州金ヶ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

別冊決算書1ページ、2ページをごらんください。歳入総額は29億5,403万5,668円、歳出総額は28億7,402万8,992円でございます。差し引き残額は8,000万6,676円でございます。

3ページ、4ページをごらんください。歳入の状況でございます。1款分担金及び負担金24億8,675万1,051円、2款使用料及び手数料2億9,347万1,873円、3款財産収入1,129万9,816円、5款繰越金9,518万5,911円、6款諸収入4,947万2,886円、7款組合債1,760万円、8款国庫支出金25万4,131円でございます。

次に、5ページ、6ページをごらんください。歳出の状況でございます。支出済額でございます。1款議会費107万3,638円、2款総務費8,975万932円、3款民生費3,792万4,596円、4款衛生費11億7,977万7,238円、5款消防費14億5,957万3,323円、6款公債費1億592万9,265円でございます。

次に、歳入の主なものをご説明申し上げます。9ページ、10ページをごらんください。1款分担金及び負担金の5の清掃費分担金でございます。農林業系汚染廃棄物処理経費に係る分担金18万1,051円でございます。25年度から発生したものでございます。

13ページ、14ページをごらんください。6款諸収入でございます。雑入でございますが、大槌町からの災害廃棄物の受け入れに係る処理量2,408万9,934円でございます。25年度で終了してございます。

15ページ、16ページでございます。組合債でございますが、ごみ焼却施設整備事業に係る衛生債が1,080万円、24年度繰り越し事業でございます消防救急デジタル無線整備事業等に係る消防債、合わせて680万円でございます。

8款国庫支出金、農林業系汚染廃棄物処理加速化事業に係る国庫補助金18万1,051円でございます。

次に、歳出の主なものをご説明申し上げます。35ページ、36ページをごらんください。こちらは、ごみの焼却施設関連でございます。工事請負費、基幹設備の更新及び瞬時停電対策に係る工事請負費、合わせて1億3,449万4,500円でございます。

41ページ、42ページをごらんください。最終処分場費でございます。埋め立て処分する焼却灰に含まれる放射性物質の溶出防止に係るベントナイトシートの購入費522万8,330円を含みます消耗品費860万4,262円でございます。

次に、51ページ、52ページをごらんください。消防施設費でございます。水沢消防署訓練塔の新設及び高機能消防指令センター電源装置の交換に係る工事費、合わせて2,264万8,500円、それから3消防本部の消防通信指令事務共同化に係る高機能消防指令センター実施設計負担金136万8,000円、24年度の繰り越し事業でございます消防救急無線デジタル化に伴う実施設計負担金576万2,000円でございます。

55ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。実質収支額は8,000万7,000円でございます。

以上で説明を終わりますが、何とぞ原案のとおりご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 主要施策の成果に関する報告書30ページに関連してお伺いをいたします。

査察等の実施件数ということで報告がされております。ちょっとそれに関連いたしましてお伺いをしたいと思います。延べ床面積が3,000平米以上の病院等には既にスプリンクラー等が設置になっておりまして、義務化をされているわけなのですが、それに加えまして今後小規模医療機関にもスプリンクラーの設置をということで義務づけになったようでございますけれども、除外規定等もあるようでございますし、また例外となる施設もあるようでございますけれども、今後小規模医療機関にスプリンクラーをつけなければならないということに対しまして、消防のほうから何か通知なりそのようなものが出されるのかお伺いをしたいというふうに思います。

それと、応急手当て普通救命救急講習がなされておりますけれども、子供向けの普通救命講習の実態についてお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 小規模対象物に対するスプリンクラーについては予防課長のほうから説明をいたさせますし、救急、応急手当ての子供向けの講習会については救急課長のほうから説明をいたさせます。

○議長（渡辺忠君） 菊池予防課長。

○予防課長（菊池亮君） ただいまの阿部議員からのご質問にお答えを申し上げます。

ご質問の小規模施設等におけるスプリンクラーの設置ということで、消防のほうには国より平成26年10月16日付文書で、同日付で小規模施設等のスプリンクラー、その他消防用設備でございますけれども、この通知が来ております。交付されたと連絡が来ております。

消防のほうで防火対象物等精査をいたしまして、こういった消防用設備は今後設置をする、またスプリンクラー設備も中身をちょっとかじりますと、小規模施設には水道直結型のスプリンクラーもよろしいというような中身もありますので、そういったところを勘案しながら適切な指導を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 千葉消防救急課長。

○消防救急課長（千葉直君） ただいま質問ありました子供向けの救命講習についてお答え申し上げます。

一応学校応急手当て普及員と申しまして、学校の先生方を対象にした普及員の講習があり

ます。これは救命率向上計画に基づき、教育委員会の協力を得て事業を実施しているところでございます。今年度は8月5日に1回目の学校応急手当普及員養成の講習を実施しております。胆江管内の中学校の教員15名の方が受講して、今年度認定されているものです。

また、同じ午前中ですけれども、その学校応急手当普及員の認定に必要となる普通救命講習を開催しております。これも同じく小中学校の教員の方、36名の方が受講されておまして、この方々が後々学校応急手当普及員の資格を受講するものと想定しているものです。

さらに、消防本部及び教育委員会からの働きかけを受けまして、学校単位で教員を対象とした普通救命講習を実施した小学校が3校あります。計45名の教員が受講しております。今後も教育委員会と協力して、より多くの学校応急手当普及員をすることによりまして、生徒、児童の安心、安全の確保、また管内バイスタンダー養成の一步につながるものと考えているところでございます。

ちなみに、昨年度学校応急手当普及員による講習の実施状況ですが、中学校2年生に対して救命講習ジュニアコース2回を実施して、計144名の受講者がおまして、参加証を交付しているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺忠君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 歳入の諸収入にかかわってお尋ねをいたしますが、予算審査の時点で東電賠償のことが議論されておったと思います。半年経過しているわけですが、まずそのときは24年度まで3回、2,761万5,431円の請求をしていると、鋭意努力していくという答弁でありましたが、歳入には入っていないわけですが、その到達状況と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 今野議員のご質問にお答えをいたします。

原発事故関連の東電への補償請求については、今お話があった金額で提出をしているところでございまして、まだ東電からの回答はございません。そこで、県下で足並みをそろえて紛争解決センターのほうにこの金額については仲介を依頼をしているところでございます。まだ和解には至っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） その際に東電は14万6,000円だかの支払いは認めたとかと議論がされていたのではなかったかなと思いますが、それらはそれが解決しなければ入らないし、今の時点で出口は全く見えないということなのではないでしょうか。再度重ねてお尋ねをいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えをいたします。

東電への請求につきましては、水道関係の分と、それから衛生センターの分は別な担当窓



口となってございます。水道の関係につきましては、放射性物質濃度の測定経費など、こちらのほうは認めていただきまして、こちらは既に受け取っております。衛生センター関係の分がまだでございまして、今のところ時期的なものについてもはっきりしない状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 人もいない中で大変なことで、独自に請求せいと言われてもできないとは思いますが、全く見通しが無いというのではなくて、それはそれなりに対応していただけた余地があるというふうを考えているのか、そこら辺ちょっとお尋ねをしたいと思えます。多分どの団体も同じかとは思いますが、そこら辺の感触というのですか、そういうのはないのでしょうか。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） あくまでも感触でございますけれども、基本的には放射性物質濃度の測定ですとか、そういったものに係る経費についてはある程度認めるという姿勢があるのかなというふうに思っております。一番向こうがかたいと感じるのは、そういった測定や、あるいは地元に対する説明会などの開催に係る職員の人件費の分については、まずほぼ100%認めようとしていないのかなということございまして、今県下全体、全面的に要求事項は正当なものだと考えておりまして、それらも含めて東電のほうに認めていただくまでは一部の受け取りというのを行わないほうがいいのではないかということから、今のところ全然入っていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり認定することに決しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第11、議案第5号、平成25年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第5号、平成25年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定についてご説明を申し上げます。

初めに、決算状況についてご説明を申し上げます。別冊決算書1ページ、2ページをごらんください。収益的収入及び支出の決算状況であります。水道用水供給事業収益は、営業収益3億5,022万6,548円、営業外収益301万8,738円で、総額3億5,324万5,331円となっております。

次に、費用でございます。営業費用は2億5,683万1,219円、営業外費用6,130万7,911円で総額3億1,813万9,130円でございます。この結果、25年度は2,262万3,163円の純利益が生じているところでございます。

3ページ、4ページをごらんください。資本的収入及び支出の決算状況でございます。資本的収入は、企業債2億9,910万円、出資金1億4,043万4,000円、補助金1億6,070万円、負担金326万8,725円で、総額6億350万2,725円でございます。

次に、支出でございます。創設事業費4億9,483万5,433円、企業債償還金3億3,617万9,658円、建設改良費59万7,450円で、総額8億3,161万2,541円となっております。資本的収入額が支出額に不足する額2億2,810万9,816円は、過年度消費税資本的支出調整額8,633万4,067円、当年度分消費税資本的支出調整額1,248万3,038円、減債積立金6,780万4,133円及び過年度分損益勘定留保資金6,148万8,578円で補填をしております。

次に、8ページをごらんをいただきたいと思っております。毎年度生じました利益の処分につきましては、議会の議決を経て行わなければならないと定められてございます。平成25年度の純利益2,262万3,163円につきましては、議会の議決を経て減債基金に積み立てようとするものでございます。

以上で説明を終わります。何とぞ原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上をもって今期定例会に付議した事件は全て議了いたしました。

これをもって平成26年第2回奥州金ヶ崎行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年10月24日

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

議 長 渡 辺 忠

3 番 及 川 佐

4 番 菅 原 圭 子